

平成 26 年度
社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
事業計画



社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、
幸せな社会を建設する姿」を表現していて、全国の都道府県、
市区町村社協で共通のマークとして使用しています。

(昭和 47 年 6 月 全国社会福祉協議会 制定)

■基本方針

現在の社会経済状況は、リーマンショック後悪化した景気がアベノミクス効果により円高やデフレ傾向が是正され、企業業績も改善されつつあります。しかしながら、その影響はいまだ川下までは波及せず、大きな雇用環境の改善や非正規雇用者の所得増にはいたっていない状況です。

こうした状況下で、生活保護受給者数は過去最高を更新し、国は生活保護制度改正、生活困窮者対策を打ち出しています。

全国社会福祉協議会は「社協・生活支援活動強化方針」を掲げ、その中で経済的困窮者への相談支援体制強化の取り組みを市町村社会福祉協議会に求めています。

他方、孤立死や自死、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化して広がっております。

このような社会状況を踏まえて、犬山市社会福祉協議会は、深刻化と拡大する地域の生活課題の解決のために行政をはじめ関係機関、民間諸団体と一層連携を強め地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

さらに、そうした福祉課題を犬山市行政と共有するため「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的策定に向けて努力してまいります。

平成25年度、犬山市の行財政改革にて社会福祉協議会への補助や委託事業の見直しがなされました。これに対応すべく、社会福祉協議会においても諸事業を再評価し、限られた財源を有効に活用し事業運営を進めてまいります。

※「地域福祉計画」

社会福祉法第107条に規定され、地方自治法第二条第四項の基本構想に即して、市町村が地域福祉の推進に関する事項として地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画。

※「地域福祉活動計画」

地域福祉活動計画は、行政が策定した地域福祉計画と連携・協働し、地域住民、福祉・保健等の関係団体、事業者、ボランティア及び当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして地域福祉をどのように推進していくかをまとめた計画。

■重点推進事項

1. 社会福祉協議会への認知度の向上

市民にとって親しみやすく、わかりやすい広報、ホームページ作成をこころがけ、活動内容の理解向上に努めます。また主催・参加行事等において「犬山市社会福祉協議会」の固有名称を積極的に使用し、市民の目に触れる機会を増やしていきます。

2. 社会福祉協議会支部との連携と支援の強化

民生児童委員を中心とする社会福祉協議会支部（6支部）との連携・支援を強化し、支部活動の活性化を図りきめ細やかなご近所福祉の実現に努めていきます。

3. ボランティアの育成と活動推進

常勤のボランティアセンター職員を配置し、ボランティア団体、市ボランティア連絡協議会等との協働を強化し、ボランティアの裾野を広げるとともにボランティア活動の活性化を図ります。また、引き続き震災や風水害に備えて災害関係ボランティアの育成に努めていきます。

4. 障がい者(児)計画相談支援事業の推進

平成26年度末までの間に障がい福祉サービス利用者全てに「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成が義務付けされることから、サービス利用者に不利益が生じないように行政、市内各事業所と連携を取り計画相談支援、障がい児相談支援を進めていきます。

5. 生活困窮者支援の充実

日々の生活に一時的に立ちいかになく経済的に困っている人に対して、その相談に応じ、必要に応じた生活困窮者支援（一時資金貸付）をおこないます。また、従来のからし資金の貸付原資を補てんし利用に備えます。

6. 介護サービス、介護予防サービス事業の再構築

社会福祉協議会がおこなう介護、介護予防の各サービス事業について見直しをおこない、事業の果たす役割や将来性を検討し、事業体制を再構築します。

■一般会計事業（経理区別による）

※本年度総予算額 262,392 千円 前年度 323,685 千円

1. 法人運営事業（本年度予算額 64,403 千円 前年度 65,959 千円）

法人の健全運営や社会・経済状況の変化に即した事業を適正に行うため、自律的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する各種地域福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を果たすため次の事業をおこないます。

また、犬山市行政との相互理解ならびに職員の資質向上を図るべく市職員と社協職員との人事交流を行います。

事業名等	内 容	備 考
(1) 理事会等の開催	住民協働により各地域福祉事業を実施していくため、住民の参画を得て、事業、予算や決算等を審議していただきます。 ・理事会の開催 ・評議員会の開催 ・正副会長会の開催	○法人運営については、役員として理事 16 名、監事 3 名、決定機関等として評議員 40 名を町会長、民生児童委員、各団体を中心とする住民等に担っていただいています
(2) 監査の実施	事業の健全経営と透明性を図るため学識経験者と地域住民の代表の監事による監査をおこないます。	○年 1 回（5 月）
(3) 会員募集	住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社会福祉協議会の自主事業の実施の為に会員募集をおこないます。 （7 月：会員募集強化月間）	○一般会員 会費 500 円 特別会員 " 2,000 円 法人会員 " 3,000 円 施設会員 " 2,000 円
(4) 「地域福祉活動計画」の策定準備	他市町社協の計画、策定方法を参考として計画策定の研究を深めます。	
(5) 職員研修	組織力の向上、職員のスキルアップのため、職員を対象とした内部研修をおこないます。また県社協等が開催する外部研修に積極的に派遣します。	

(6) 職員全体会議の開催	社協事業の内容や課題について、常勤職員間で情報を共有し、解決を図るため会議を開催します。	○年4回
(7) 資格取得の奨励	業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得、更新について支援をおこないます。	○介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士
(8) 関係機関とのネットワーク	関係機関の主催する会へ職員を派遣し、市民の声を聴くとともに共に協同して課題に取り組みます。	○民生児童委員協議会 ○ボランティア連絡協議会 等
(9) 民間助成等の情報提供	施設・ボランティア団体等への情報提供、及び申請があった場合の推薦書の交付をおこないます。	○生命保険協会、宝くじ助成、車両競技公益資金記念財団、日本財団など
(10) 実習生の受入れ	社会福祉の現場で活動することをめざす学生等に人材育成の一環として実習の場を提供します。	○社会福祉士実習生 介護職員初任者研修 実習生
(11) 避難訓練の実施	福社会館の全館避難訓練に参加、協力します。	○年1回

2. 地域福祉事業（本年度予算額 8,171 千円 前年度 9,661 千円）

「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり」を標榜する社会福祉協議会として、住民どうしのつながりづくりや心身機能が低下しても社会参加が可能となるように取り組んでいきます。また地域福祉について普及・宣伝のため、広報、ホームページや行事等で周知と浸透を図り、「犬山市社会福祉協議会」への市民の理解の向上をめざすために次の事業をおこないます。

□安心して暮らせるまちづくり

事業名等	内 容	備 考
(1) 社協支部の設置と活動支援	より身近な住民本位の地域福祉を推進するため、市内各地区の社会福祉協議会の支部に対し、地区の福祉課題に対する自主的な取り組みを支援していきます。 ○支部共通事業 ・社協会員募集、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金への協力 ・福祉施設慰問	○独自の支部事業 ・犬山北支部 まちなか茶論 ・犬山南支部 まちなか茶論 ・羽黒支部 青パトによる防犯交通安全運動 ・楽田支部 高齢者世帯配食サービス
(2) ふれあい・いきいきサロン	地域でのつながりづくりのために、住民が自ら取り組む、仲間づくりや異世代交流を目的とする「つどいの場」の開設を支援していきます。	○開催1回あたり1,000円を助成(上限12,000円)
(3) 手押し車(シルバーカー)購入費一部助成	歩行の不安定な65歳以上の高齢者の外出支援の為に、手押し車(シルバーカー)の購入を助成します。	○購入価格の1/3を助成(上限10,000円)
(4) 福祉車両の貸出し	車いす利用者等で歩行の困難な方の通院、買物、旅行など外出・社会参加の支援の為に福祉車両を貸出します。 ・7人乗りリフトアップ車両1台 ・3人乗り車いすスロープ車両2台	○無料(3日間以内) 燃料費実費負担 10キロ/100円

(5) 車いすの貸出し	ケガや病気で歩行が困難な高齢者等で一時的に車いすが必要な方に車いすを貸出します。	○無料(3ヵ月間を上限)
(6) 結婚相談所の開設	出会いと良縁を提供する場として、専任相談員を配置し開設します。 ※登録者等が本人同士で直接会って、気の合う人を探せるようにお見合い交流会を開催します。	○相談員 6名 毎週土曜日、第2水曜日 開設 登録料 1,000円 (1年間有効)
(7) 綿菓子機、ポップコーン機の貸出し	町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が開催する非営利のイベントに活用できる機材を貸出します。	○無料
(8) 高速印刷機の利用提供	町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が非営利でおこなう会議や行事などで使用する資料、チラシ作成のために印刷機の利用提供をします。	○無料(印刷用紙持参)

□地域福祉の普及・宣伝

事業名等	内 容	備 考
(1) 広報紙「社協だより」の発行	地域福祉に関する情報発信と社会福祉協議会ならびにボランティアセンターの活動について広く市民に周知を図ります。	○年4回(5・7・11・2月) 26,300部発行
(2) ホームページ・ブログの公開	ホームページのリニューアルをおこない、よりわかりやすく親しみのある内容に更新します。また、時期に即した情報提供をおこないます。	○平均約35回/日 PV(ページビュー)
(3) 「福祉まつり」の開催	市内の福祉・ボランティア団体や福祉施設と協力してイベントを開催し、広く市民の参加を得て、福祉に対する理解を深めます。	○市民健康館自主事業実行委員会との共催により「秋桜・福祉まつり」として毎年1回秋に開催

3. ボランティア育成事業（本年度予算額 7,980 千円 前年度 5,113 千円）

団塊の世代が定年を迎えることで、その世代の方々が持つ豊富な知識、経験、スキルの有効活用と同時に社会参加・貢献による役割づくりが求められています。

社会福祉協議会内ボランティアセンターに常勤のボランティア担当職員を配置してボランティア活動に関する相談、支援をおこないます。あわせて情報発信と養成講座を開催しボランティアの輪が広がっていくことをめざします。

□ボランティア活動の情報収集・提供と支援

事業名等	内 容	備 考
(1) ボランティア 団体・個人の登録	ボランティア活動をしている団体と個人の活動を把握し、活動調整や情報提供や問題解決をおこないます。	
(2) ボランティア 保険の加入促進	安心、安全にボランティア活動をおこなっていくためにボランティア保険制度の周知と加入をすすめていきます。	○保険料 基本プラン 250～350 円 天災プラン 330～480 円
(3) ボランティア情 報コーナーの設 置	福祉会館 1 階ロビーに情報板を設置し、団体の活動や行事の案内等を掲示します。	
(4) ボランティアセ ンターだよりの 発行	ボランティアセンターの広報紙「もおやっこ」を「社協だより」内に掲載し、ボランティア活動に関する情報や講座・行事の開催を市民に周知します。	○年 4 回発行 5・7・11・2 月
(5) ボランティア関 連図書等の貸出 し	ボランティア活動に興味・関心のある方にボランティアに関する図書や DVD を貸出します。	○ボランティアロビーに 設置
(6) ボランティア 相談員の配置	専任相談員を配置し、ボランティア活動を希望する人と依頼したい人の調整や相談をおこないます。	○毎週月曜日 開設
(7) ボランティア 連絡協議会への 活動支援	ボランティア団体のネットワークを作り相互交流と情報交換をおこなう連絡協議会に活動助成します。	○登録ボランティア団体 24 グループ 個人 3 名

(8) ボランティア団体への活動支援	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体を対象として、活動費助成をおこないます。	○延べ活動人数に応じて 6,000～24,000円を助成 (別途連協加入3,000円)
(9) 「ボランティアのつどい」の開催	広く市民を対象にボランティアについての関心を高め、ボランティア間の交流を深める場として、つどいの開催を支援します。	○年1回開催 ・主催 ボランティア 連絡協議会
(10) 西尾張ブロックボランティアフェスティバルへの協力、参加	西尾張の14市町村のボランティアが一堂に会し、交流や活動紹介をおこなう集会の開催に協力、参加します。	○開催場所 飛島村

□要援護者への理解ならびにボランティアの参加促進

事業名等	内 容	備 考
(1) ボランティア基礎講座の開催	ボランティア活動に関心を持つ方を対象に、ボランティアのいろはを紹介し、活動のきっかけづくりとして気軽に参加できる講座を開催します。	○年2回開催 課程3日(予定)
(2) 手話入門講座の開催	ボランティアサークルと協働して入門講座を開催し、手話の普及とボランティアの育成に努めます。	○年1回開催 ・課程8日 講義・実技8回
(3) 要約筆記者養成講座の開催	ボランティアサークルと協働して講座を開催し、要約筆記の普及とボランティアの育成に努めます。	○年1回開催 ・課程8日 講義・実技8回
(4) 視覚障がい者支援ボランティア養成講座の開催	目の不自由な方の外出支援や日常生活を支援するためのガイドヘルプや点訳、音訳についての基本を学び、ボランティアの育成に努めます。	○年1回開催 ・課程4日 講義・実技8回
(5) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催	災害発生時にその被害の復旧や復興の支援に駆けつけるボランティアの調整拠点となる災害ボランティアセンターのスタッフを養成します。	○年1回開催 ・課程3日 講義2回・実技2回

(6) 災害ボランティア入門講座の開催	災害発生時の復旧・復興ボランティア活動に関心を持つ方を対象に講座を開催します。	○年1回開催 ・課程1日
(7) 福祉体験研修	市新任職員を対象として、障がい者の特性を理解し、コミュニケーションスキルを習得するように障がい者とボランティアを講師にして開催します。	○年1回開催
(8) 夏休み福祉体験学習の実施	市内小中学校の児童・生徒を対象に、福祉について理解するきっかけづくりの為、夏休みを利用して福祉施設での体験学習を行います。	○年1回開催 ・体験福祉施設 子ども未来園、児童センター、老人ホーム等

4. 心配ごと相談事業（本年度予算額 151 千円 前年度 148 千円）

事業名等	内 容	備 考
(1) 心配ごと相談	困り事や心配ごとを身近な人に話せずに悩んでいる方の為に、相談の場を開いています。また相談内容に応じて専門相談や関係機関につなげていきます。	○第1・3木曜日開設 相談員5名

5. 一般募金配分金事業（本年度予算額 7,132 千円 前年度 7,876 千円）

市民から寄せられた「赤い羽根共同募金」の配分金を財源として、地域の福祉課題の解決や乳児から高齢者までの幅広い世代の福祉の増進の為に事業を展開します。

事業名等	内 容	備 考
(1) 数え 90 歳敬老 記念品の贈呈	数え 90 歳の高齢者を対象に、ご長寿をお祝いして、民生児童委員を通じて記念品を贈呈します。	
(2) 初めて出会う 絵本プレゼント	生後 5 か月児を対象に、読み聞かせを通じた保護者とのふれあいや読書のきっかけづくりを図るため絵本をプレゼントします。	○絵本 2 冊
(3) 修学旅行支度金 の助成	生活保護等低所得世帯及び母子家庭等医療費を受給の児童・生徒を対象に修学旅行の参加を支援します	○助成額 小学生 12,000 円 中学生 17,000 円 高校生 22,000 円
(4) 公募制地域活動 支援	ボランティア・NPO など団体を対象に、地域福祉推進に関する事業を公募の上、公開プレゼンテーションをおこない審査員により助成額を決定します。	○1 位から 10 位までにランク付けをおこない、1 位を 50,000 円までの 100%助成とし、以下 5% ずつ減額して助成
(5) 弁護士による法 律相談	相続や離婚などの事案について、弁護士が法的なアドバイスをおこないます。	○月 1 回（9 件） 第 1 木曜日開設（無料）
(6) 「福祉実践教室」 の開催	福祉教育の一環として、市内小中学校で児童・生徒を対象に障がい者による講話や車いす、手話、点字、要約筆記、盲導犬、ガイドヘルプ等の福祉体験をボランティアの協力を得ておこないます。	○実施校 小学校 10 校 中学校 3 校
(7) 災害見舞金支給	地震、暴風雨等の自然災害や火災により、家屋に被害に遭った被災者へ見舞金を贈ります。	○家屋全壊 30,000 円 家屋半壊 15,000 円 床上浸水 10,000 円

(8) 雇用準備資金の貸付	解雇や派遣切り等で職を失い、生活費や再就職活動資金が不足している者に資金貸付をおこないます。	○貸付上限額 30,000 円 無利子、据置期間 3 ヶ月
(9) 生活困窮者支援資金の貸付	日々の生活に一時的に困っている生活困窮者に資金貸付をおこないます。	○貸付上限額 30,000 円 無利子、据置期間 3 ヶ月
(10) 法外援護の実施	資金貸付の要件を満たさず、日々の食費に困るような生活困窮者や行旅困窮者に援護金を支給します。	○支給額 生活費 最高 10,000 円 行旅人 最小限の旅費
(11) 子どもの遊び場遊具の助成	町内管理の遊び場の遊具等の修理費を助成します。	○修理費の 3/4 以内 上限 100,000 円
(12) 福祉団体への活動支援	地域福祉を推進する福祉団体の活動に対し助成をおこないます。 ○助成団体 民生児童委員協議会、身体障害者福祉協会、更生保護女性会、心身障害児(者)父母の会、尾北地区聴覚障害者福祉協会、単位子ども会、市子供会育成連絡協議会、しらゆり会	
(13) 社協だより「共同募金特集号」の発行	赤い羽根共同募金運動の啓発の為、その趣旨や使い道について周知されるように広報紙を発行します。	○年 1 回 (10 月発行)

6. 歳末たすけあい配分金事業（本年度予算額 6,211 千円 前年度 6,532 千円）

市民から寄せられた「歳末たすけあい募金」を財源として、市民の参加や理解を得て、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らせる一助となるように福祉活動をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(1) 歳末慰問金品の贈呈	<p>低所得者、母子世帯、障がい者及び施設入所者等に慰問金(品)を贈ります。</p> <p>○対象者・施設</p> <p>生活保護世帯</p> <p>準要保護世帯</p> <p>特別障害者手当等受給者</p> <p>市内外母子生活支援施設(キルシェハイム等)入所者</p> <p>市内福祉施設・入所者(溢愛館、さくらんぼ、ひかり学園、水平館、ぬく森、白寿苑、養護老人ホーム、アークヒルズ)</p> <p>市外福祉施設入所者(児童養護施設、身体・知的障害者(児)施設等)</p> <p>東日本大震災による避難世帯</p>	<p>○贈呈内容(※25年実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 6,000円 +世帯員×2,000円 ・準要保護世帯 5,000円 +世帯員×2,000円 ・母子生活支援施設入所者 5,000円+世帯員×2,000円 ・特別障害者手当等受給者 5,000円 ・児童、障害者施設入所者 3,000円 ・介護老人施設、乳児院 50,000円 ・養護老人ホーム、援護寮慰問品 1,200円相当 ・震災避難世帯 6,000円 +世帯員×2,000円
(2) ふれあいほっとサロンの開催	<p>生きがいサロン利用の高齢者、児童センター「ぼんぼこ広場」を利用する幼児とその保護者、ボランティア等との地域での交流会を開催します。</p>	
(3) 子ども会交流事業の実施	<p>地域の多世代交流を促進するため、子ども会が主催する行事等で、その地域の高齢者も参加して開催する交流会等に対し助成をします。</p>	<p>○助成額</p> <p>参加者一人につき300円</p> <p>※上限額 50,000円</p>
(4) 視覚障がい者交流会の開催	<p>視覚障がい者支援ボランティアと利用者との交流会を開催します。</p>	<p>○年1回開催</p>

<p>(5) 各種交流会の開催助成</p>	<p>多世代の交流と当事者の社会参加を促すため、福祉団体・施設が開催する交流行事に対し開催助成をおこないます。</p> <p>○開催内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いもほり交流会 養護老人ホーム生と子ども未来園等の子どもたちとの交流 ・ 市老人クラブ連合会「スポーツ大会」、「大学講座」 ・ 母子寡婦福祉会「入進学児童激励会」 ・ 心身障害児者父母の会「クリスマス会」 ・ 身体障害者福祉協会「身体障害者ふれあいクロリティ大会」 ・ 保護司会「社会を明るくする運動」 ・ 子どもサポートクラブ「お話し会」 	
<p>(6) 民間保育所施設整備費の助成</p>	<p>老朽化した設備の更新などを目的として民間保育所の施設整備のための助成をおこないます。</p>	<p>○対象施設</p> <p>白帝保育園 犬山さくら保育園</p>
<p>(7) 声の広報</p>	<p>視覚障がい者に広報「いぬやま」及び「社協だより」を音読した録音テープ、CDを配付します。</p>	<p>○月2回録音、配付</p>
<p>(8) おもちゃ図書館、おもちゃ病院</p>	<p>おもちゃの貸出しをおこなう「おもちゃ図書館ポニーの部屋」とおもちゃの修理をおこなう「おもちゃ病院ポニー」をボランティアの協力をえて開設します。</p>	<p>○開設日</p> <p>毎週水曜日、 第1・3土曜日</p>
<p>(9) 市内福祉施設職員、ボランティア等研修会の開催</p>	<p>福祉施設職員やいきいきふれあいサロン等の運営ボランティア等を対象に施設や地域での交流会で活用できる内容の研修会を開催します。</p>	<p>○レクリエーション講座等スキルアップ講習</p>
<p>(10) こころの居場所「はなみずき」</p>	<p>精神障がい、ひきこもり等で日頃、他者との交流の少ない方の自由に出入りし、語り合いができる外出場所として居場所を設け、同じ立場の人やボランティアとのかかわりにより孤立感の解消や精神的な安定を図ります。</p>	<p>○開催日時</p> <p>毎月第1・3火曜日 13:00~17:00 開催 場 所：余遊亭 利用料：100円(お茶代)</p>

7. 地域福祉サービスセンター事業

(本年度予算額 8,687 千円 前年度 7,977 千円)

「犬山市社会福祉協議会障がい者地域相談支援センター」として「一般相談支援事業所」、「特定相談支援事業所」及び「障がい児相談支援事業所」を運営し、地域の障がい者(児)、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供、助言等をおこなうとともに虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

事業名等	内 容	備 考
(1) 一般相談支援事業所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 入所施設・精神病院等を利用する18歳以上の者を対象として地域での生活へ移行するための支援として相談、計画作成、外出支援及び住居確保等をおこないます ・ 地域定着支援 居宅において単身で生活を始めた障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援をおこないます。 	○市内他事業所 せせらぎ(犬山病院)
(2) 特定相談支援事業所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 障がい者からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整をおこない、福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証をします。 	○市内他事業所 せせらぎ(犬山病院) 伽耶(NPO ぽんぽこネットワーク) ひかり(ひかり学園) じもく(まみずの里)
(3) 障がい児相談支援事業所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児相談支援 障がい児からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整をおこない、福祉サービスを利用するための障がい児支援利用計画の作成、サービス等の利用状況の検証をします。 	○市内他事業所 伽耶(NPO ぽんぽこネットワーク) ひかり(ひかり学園)

判断能力の低下により日常生活に不安がある高齢者、障がい者のために適切な福祉サービス等を利用しながら安心して暮らせるように日常生活自立支援事業をおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(4) 日常生活自立支援の実施	この地区の基幹的社協である春日井市社協と連携し、高齢者や障がい者等で判断能力に不安があり、自己選択・決定の難しい方の在宅での生活を支援します。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・重要書類等の預かりサービス	○本人の意思による契約を経て実施

8. 高齢者福祉事業（本年度予算額 4,188 千円 前年度 4,580 千円）

「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」ことを趣旨として、市の委託により、敬老週間に「75歳のつどい」を開催します。

事業名等	内 容	備 考
(1) 敬老事業「75歳のつどい」の開催	敬老事業の一環として、75歳の高齢者を対象に、アトラクションや会食等で楽しく一日を過ごしていただくよう開催します。	

老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営を事務局として補佐するため、老人クラブ指導員を市の委託により配置します。

事業名等	内 容	備 考
(2) 老人クラブ指導員の配置	老人の社会参加促進のための単位老人クラブの育成、指導及び市老人クラブ連合会が行う行事や活動の相談・指導、事務をおこないます。	○指導員 1 名

9. 高齢者生活支援事業（本年度予算額 41,910 千円 前年度 47,808 千円）

介護予防をおこない健康寿命を延ばすことは重要なテーマとなっています。そのためには高齢者自身が積極的に外出し、地域の活動への参加で他者と交流したり、趣味活動をとおして生きがいややりがいを見つけることが大切といわれています。65 歳以上の高齢者の生きがいづくりや健康づくり、認知症・介護予防を目的とした交流の場として、市の委託により「生きがいサロン」を運営します。本年度から事業の効率的運営のため池野サロンと東部サロンを他サロンに統合し、また利用機会向上のために月曜日が祝祭日に重なる日を試行的に開設します。

事業名等	内 容	備 考
(1) 生きがいサロンの運営	<p>市内 7 カ所の老人憩の家等で、運動機能や認知機能が低下しつつある高齢者を対象に、通所により絵手紙、気功、体操、俳句・川柳、大正琴などの介護予防教室やレクリエーションによる軽運動をおこない、ハリのある楽しい一日を過ごしていただき、機能維持と改善につとめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日 月～金曜日 ※祝祭日休(徐月曜日) ・ 時 間 10:00～15:00 ・ 利用料 200 円 ・ 送迎料 100 円 ・ 昼食代 400 円 	<p>○開催場所</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬山西老人憩の家 4/W 五郎丸老人憩の家 1/W 前原老人憩の家 3/W ふれあいプラザ 2/W 羽黒老人福祉センター 2/W 羽黒東部老人憩の家 2/W 楽田老人福祉センター 2/W <p>○人員配置(一施設)</p> <p>職員 1 名、嘱託職員 1 名、非常勤職員 1 名</p>

高齢者や障がい者が住みなれた自宅でいつまでも暮らせるように、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修の相談を市の委託によりおこないます。

事業名等	内 容	備 考
(2) リフォーム相談	<p>身体が虚弱な 65 歳以上の高齢者、身体障がい者(児)の住宅改良について、リフォームヘルパーが、家屋の構造、身体状況や福祉サービスの状況等を踏まえて相談、助言をおこないます。</p>	<p>○開催日</p> <p>毎月第 2・4 木曜日</p> <p>○リフォームヘルパー</p> <p>建築士、作業療法士、保健師、介護福祉士</p>

10. 居宅介護支援事業（本年度予算額 32,558 千円 前年度 34,625 千円）

居宅介護支援事業(ケアマネジメント)は介護保険の要介護認定を受けられた市内の高齢者に対し、疾病、身体・認知機能、生活環境や介護者の状況などの適切なアセスメントをおこなった上で、介護支援専門員(ケアマネージャー)がその人その人に応じた個別の介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、要介護者の尊厳を保ちながら、その人の持つ心身の機能を活かして自立した生活を過ごしていただくように支援します。

事業名等	内 容	備 考
(1)居宅介護支援 (ケアマネジメント)	<p>公正中立の立場で、介護支援専門員が利用者本位の介護サービス計画の作成をおこないます。</p> <p>■ケアマネジメントサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス計画の作成依頼 ・訪問面接、相談、契約 ・アセスメント(生活課題の分析抽出) ・介護サービス計画の作成 ・介護サービスの提供(依頼、調整) ・モニタリング(サービス提供状況の把握、担当者会議の開催) ・評価、再アセスメント ・介護サービス計画の修正 	<p>○計画作成目標 110件/月</p>

地域包括支援センターは、住民の心身の健康の保持、生活の安定のために必要な援助をおこなうことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること目的とする中核機関として設置されています。

犬山市では「高齢者あんしん相談センター」として、市役所長寿社会課内に設置されていて、その他に市内を5地区に分け、地区ごとにサブセンターがおかれています。社会福祉協議会は犬山北地区のサブセンターを市から委託を受けて運営します。

事業名等	内 容	備 考
(2) 地域包括支援センター(高齢者あんしん相談センター)犬山北地区サブセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者の総合相談支援として介護保険制度の利用相談・申請代行や介護予防、生活支援事業の相談対応・申請代行、及び介護サービスの苦情対応等の実施。 ・権利擁護として高齢者への虐待防止対応、老人福祉法での措置制度の活用、成年後見制度の利用支援。 ・介護予防マネジメントとして、要支援認定者に予防給付による居宅（介護予防）サービス計画の作成 ・担当地区の一人暮らし高齢者、高齢者世帯の住民の実態把握調査 	<p>○市内サブセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山北地区 社会福祉協議会 ・犬山南地区 尾北医師会 ・城東地区 めく森 ・羽黒、池野地区 フローレンス犬山 ・楽田地区 犬山白寿苑

介護者どうしの意見、情報交換の交流ならびに介護に役立つ研修の場として「介護者のつどい」を市の委託により開催します。

事業名等	内 容	備 考
(3) 介護者のつどいの開催	寝たきり等要介護者の在宅での介護者を対象に、リフレッシュと交流を目的に食事会、小旅行や研修等をおこないます。	○年3回開催

11. 居宅介護等事業（本年度予算額 55,472 千円 前年度 75,220 千円）

ホームヘルパーの派遣により介護保険制度による要支援・要介護認定を受けた高齢者や市が必要と認めた一人暮らし等の高齢者、及び障害者総合支援法の障がい福祉サービス、市地域生活支援事業による障がいのある方々が自立した日常生活を営むことができるように身体介護や生活援助等をおこないます。

また、介護職の求人への応募は低調で、ヘルパーについては特にその傾向が強く見られます。適正な事業規模を維持し、安定した事業継続のために常勤、非常勤職員を含めた人員の適切な人材管理をおこない、離職の防止、雇用形態の変更、処遇改善を適宜見直して人材確保に努めます。

事業名等	内 容	備 考
(1) 訪問介護	介護保険の要支援・要介護認定を受けた方を対象として、その利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようケアプランに基づいて、生活援助及び身体介護など生活全般にわたる援助をおこないます。	○介護保険法
(2) 高齢者生活支援サービス	市が必要と認めた要支援認定前の一人暮らし等で、かつ身体が虚弱な高齢者に、調理、買物、掃除等の生活援助をおこないます。	○市施策
(3) 居宅介護	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護、生活上の相談及び通院時の介助など生活全般にわたる援助をおこないます。	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス
(4) 同行援護	視覚障がい者で、移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等の支援をおこないます。	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス

(5) 移動支援	屋外での移動が困難な障がい者（児）が充実した日常生活を営むことができるよう、社会生活に不可欠な外出や社会参加のための外出時の援助をおこないます。	○市施策（地域生活支援事業）
(6) ヘルパー研修	<p>事業所のヘルパー全員を対象にして、ヘルパーの資質向上と質の高い均一なサービス提供をめざして研修をおこないます。</p> <p>○主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難事例のケース検討 ・ 介護食の調理実習 ・ 感染症についての学習 ・ 介護手法について 	○毎月1回開催

12. デイサービス事業（本年度予算額 21,287 千円 前年度 37,366 千円）

デイサービス(通所介護)事業は、要支援、要介護認定を受けた高齢者がデイサービスセンターに通い、利用者どうし気の合う仲間とふれあうことで社会的孤立感を解消し、創作的活動やレクリエーションをおこなうことで心身の機能の維持向上をおこない、また利用者家族の身体的、精神的な介護負担の軽減を図ることを目的として市から委託を受けおこないます。

平成 26 年度は収支均衡を図るべく 25 年 11 月から実施した開設日数減に加えて、運営体制を大幅に見直し、収入増加のため事業規模区分の変更、加算の取得をおこない、あわせて支出減少のための人員配置の変更により効率的な運営に努めていきます。

事業名等	内 容	備 考
(1) 通所介護事業所の運営	要支援・要介護認定を受けている高齢者を対象に、ケアプランにもとづき通所により入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、レクリエーションなど各種サービスの提供をおこない、日常生活上の自立を支援します。	○開催場所 犬山市福祉会館 2 階 ○開設日時 月曜日～金曜日 9:50～16:00 ○定員 20 名 ○事業規模 小規模型 ○加算 サービス提供体制強化加算(I) ○人員配置(一日あたり) 正規生活相談員 1 名 嘱託介護職員 1 名 再雇用介護職員 1 名 パート介護員 2 名 " 看護師 1 名
(2) 職員研修	認知症高齢者処遇研修、レクリエーション研修等の外部研修への参加。 職員による処遇困難事例の検討会議、感染症予防、介護手法等の研修会の開催。	

13. 資金貸付事業（本年度予算額 4,127 千円 前年度 3,705 千円）

愛知県社会福祉協議会の委託により、他の機関からの借り入れが困難な低所得、障がい者、高齢者世帯を対象に、世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加を目的として、民生・児童委員、市福祉課等関係機関と連携を取り、専門職員を配置し、適正な生活福祉資金等の貸付と償還事務手続きをおこないます。

□生活福祉資金

事業名等	内 容	備 考
(1) 福祉費	自立した日常生活をおくることができるよう一時的に必要な生業、技能修得、住宅改修、障がい者用自動車の購入、療養、冠婚葬祭等にかかる費用の資金貸付をおこないます。	○償還期間 3～20 年 貸付利子 無利子 連帯保証人有 無 年 1.5% " 無
(2) 緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に立替的に少額の経費の貸付をおこないます。	○貸付限度 10 万円以内 償還期間 8 か月以内 貸付利子 無利子 保証人 不要
(3) 教育支援資金	学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸付けます。	○償還期間 20 年以内 貸付利子 無利子 保証人 不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
(4) 不動産担保型生活支援資金	現在居住している自己所有の住居に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その建物、土地を担保として生活資金の貸付をします。 ○貸付対象 不動産評価額 1,500 万円以上 ※マンションは非該当 不動産に賃借権、抵当権の設定無 単独、又は同居の配偶者との共有 等の諸条件あり	○貸付限度 土地評価額の 70% 償還期限 終了時に一括償還 貸付利子 3%又は長期プライムレート利率 連帯保証 推定相続人から 1 名

(5) 要保護世帯向け 不動産担保型生 活支援資金	不動産を保有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金の貸付をおこない、世帯の自立支援や生活保護制度の適正化に寄与します。	○貸付対象 ・不動産評価額概ね 500 万円以上※集合住宅含む ・保護実施機関が認める世帯
(6) 総合支援資金	失業等による日常生活の困窮や生活の立て直しのために、一時的な資金貸付をすることで解決・自立できる世帯に対し、生活支援の貸付をおこないます。 ○生活支援費 就職して生活再建する間の生活費 ・貸付限度 単身月額 15 万円以内 複数月額 20 万円以内 ・貸付期間 最長 12 カ月以内 ○住宅入居費 住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当対象者に賃貸契約を結ぶために必要な費用 ・貸付限度 40 万円以内 ○一時生活再建費 生活を再建するための一時的な日常生活費で賄えない費用 ・貸付限度 60 万円以内	○償還期間 最大 20 年内 貸付利子 連帯保証人有 無利子 " 無 年 1.5% ○市福祉課、ハローワーク等の関係機関と連携して事業をすすめます
(7) 臨時特例つなぎ 資金	生活保護や住宅手当などの受給が決定している者に、手当等の給付までの間の生活費について貸付けます。	○貸付限度 10 万円以内 無利子

□くらし資金

事業名等	内 容	備 考
(1) くらし資金	不時の出費等の為に、日々の暮らしの維持が困難になった低所得世帯に対し、必要な生活費等のつなぎ資金の貸付をおこないます。	○貸付限度 10 万円以内 償還期間 12 か月 貸付利子 無利子 連帯保証人 必要

14. 基金運営事業（本年度予算額 115 千円 前年度 17,115 千円）

地域福祉の充実のための財源として、多年にわたる市民からの寄付金と犬山市からの補助金をもとに「市民福祉基金」を設け、その果実(利子)を地域福祉事業に活用します。

また、社会福祉協議会がおこなう各事業が安定して円滑に遂行されるよう介護保険事業の剰余金を積み立て「運営基金」を設けています。

事業名等	内 容	備 考
(1) 市民福祉基金	基金の利子を一般会計に繰入れ、他の寄付金と合わせて地域福祉事業の財源として活用します。	○預入先 市内各銀行、信用金庫、 農協 ・定期預金にて運用
(2) 運営基金	各自主事業所の設備、備品、車両等の更新費用、採算悪化への準備金として活用を予定しています。	○預入先 市内各銀行、信用金庫、 農協 ・定期預金にて運用